

商 品 名	財産形成定額貯金
ご 利 用 いただける方	勤労者の方（非居住者の方などゆうちょ銀行所定の方を除きます。） 役員の方などは勤労者に該当しません。
据 置 期 間	預入日から起算して6か月。ただし、預入日から1年間は払戻し及び譲渡はできません。 3年以上継続して預入していただくことが条件となります。 預入日から起算して10年経過後は、預入金額及びその利子を新たな預入金額として継続預入します。
預 入 金 額	1,000円以上、1,000円単位 1口の預入金額は、1,000円、5,000円、1万円、5万円、10万円、50万円、100万円、300万円のうち預入金額が割り切れる最大の金額が適用されます。 1口の預入金額によっては、利子額、税額の計算上、受取金額が異なる場合があります。
預 入 方 法	毎月1回、給与などから控除して預入します。 ボーナス月などで給与分と別に預入することもできます。 預入金額の変更ができます。
払 戻 方 法	預入日から1年経過後、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口で払戻しできます。 預入日から1年間は払戻し又は譲渡はできません。 据置期間内に払い戻す場合には、据置期間内払戻利率を適用します。 正当権利者であることを確認できる証明資料のご提示をお願いする場合があります。 1口の預入金額により預入された貯金の分割払戻しはいたしません。
利 率	預入時の利率を約定利率として預入日から起算して最長10年間適用します。
利 子 計 算	月割計算で、半年複利の方法で計算します。 預入後3年までは、6か月ごとの段階利率となっており、預入日から起算して10年間は預入から払戻しまでの期間に応じた利率を預入時にさかのぼって適用します。
利 子 課 税	20%の源泉分離課税
据置期間内 払 戻 利 率	通常貯金の利率を目安とします。
そ の 他	「財産形成貯金担保貸付け」がご利用いただけます。 勤務先や独立行政法人住宅金融支援機構等を通じて返済期間の長い住宅資金の貸付けが受けられます。 勤務先や独立行政法人雇用・能力開発機構を通じて教育資金の貸付けが受けられます。 ご利用になるためには、お勤め先の事業所とゆうちょ銀行との間であらかじめ契約が必要です。 残高証明書の発行の際は、1通の証明書の発行につき500円の手数料が必要となります。 手数料には消費税（地方消費税を含みます。）が含まれています。 ご利用の際には、ご本人であることを確認できる公的書類のご提示をお願いする場合があります。 退職後2年経過するまでの間に転職等に伴う預替えがされない財産形成定額貯金は、全部払戻しの請求があったものとして当該貯金の全部を払い戻し、払戻証書を送付します。 ゆうちょ銀行の貯金のご利用は、法令の定めによりお一人さま1,000万円（平成19年9月30日までに預入された定期性の郵便貯金を含みます。）までとなっています。 なお、この貯金は、これとは別枠で550万円（平成19年9月30日までに預入された財産形成定額郵便貯金等を含みます。）までご利用いただけます。ただし、1,000万円のご利用限度額に余裕があるときは、その範囲内で、550万円を超えてご利用いただけます。 この貯金は預金保険の対象であり、ゆうちょ銀行の貯金は、預金保険制度により元本1,000万円までとその利子の支払が保証されます。 この貯金には、財産形成定額貯金規定その他関係規定が適用されます。 詳しくは、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口におたずねください。また、ゆうちょコールセンターでも、商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談を承っております。

ゆうちょコールセンター	
電 話	0120-108420 (通話料無料) 携帯電話・PHS等からも通話料無料でご利用いただけます IP電話等一部ご利用いただけない場合があります
受付時間	平日 8:30～21:00 土・日・休日 9:00～17:00 (12/31～1/3は、9:00～17:00)
ゆうちょ銀行が契約している指定紛争解決機関は次のとおりです。	
全国銀行協会相談室	
電 話	0570-017109 または03-5252-3772
受付時間	9:00～17:00 (土・日・休日・12/31～1/3を除く)
U R L	<a href="http://www.zenginkyo.or.jp/adr/">http://www.zenginkyo.or.jp/adr/</a>

平成23年5月6日現在